

# 福岡高裁が国に和解開始の検討を要請

よみがえれ！有明海・国会通信

10月15日福岡高裁口頭弁論

10月15日、福岡高裁で、開門訴訟の控訴審の口頭弁論と進行協議が行われた。

その中で、1審原告である長崎・佐賀の漁業者らは、来年12月に迫った開門判決の履行時期に向けた準備期間のタイムリミットが来ていることや、平成23年度の漁期に甚大な漁業被害が生じたことなどを受けて、国は直ちに開門に向けた和解協議に応じるべきであることを主張した。

これを受けて、福岡高裁(原敏雄裁判長)は、国と本裁判に補助参加している開門阻止派に対し、和解を開始すべきか否かにつき検討するよう要請した。

そして、今回の進行協議期日(12月12日)を目前に、和解協議のテーブルにつくかどうかの回答をするよう指示した。

## よみがえれ！有明訴訟弁護団声明

同日、「よみがえれ！有明訴訟弁護団」は、以下のとおりの「声明」(以下抜粋)を発表した。

「国の開門義務の履行時期として許された期間は来年12月20日までである。国がこの義務を履行

するためには、事前準備の内容、その行程、費用を確定した上で、本年12月の予算案に計上しなければならぬ。

この間、国は、長崎側との合意を盾にとつて、わたしたちに事前準備の内容、行程など必要な情報を開示することを拒み、実質的な開門協議をサボタージュしてきた。もはや、そのようなサボタージュを許さない待ったなしの時期である。

裁判所における3当事者の協議が開始されることは、われわれにとつてだけでなく、国や開門阻止派の補助参加人にとつてもメリットがある。国は、開門を求める漁民や、開門阻止派の不信や敵対のなかで開門する不利益を避けられる。開門阻止派の補助参加人にとつては、開門に対する不安を協議のなかで解消できる。今のままだと、国やわたしたちとの、膝をつき合わせた協議のないままに、国の一方的な「配慮した」との言葉の下に、開門が実施されることになる。それが開門阻止派の補助参加人の真の利益にならないことは明らかである。

国と開門阻止派の補助参加人が和解協議のテーブルにつき、漁業と農業、防災が真に両立する開門の実現に向けた、真摯な協議が開始されることを切望する次第である。」

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-512-1636  
090-9602-0700

## 裁判報告集会での訴え

その後、行われた裁判報告集会では、期日に参加した原告漁業者や地元長崎の支援者から現状の報告があった。

漁業者からは、魚も貝もカニも獲れず、現状の漁業は「補助金漬け」でかろうじて成り立つ程度であることが報告された。

アサリの稚貝を大量に撒いても、その半分の漁獲量にも満たないで、多くが死んでしまうこと、獲れているアサリはすでに大きくなってから撒いたものであることなどの説明があった。

そして現在、有明海の漁業者らは、獲れるものがないので、食べて行くために大量発生しているビゼンクラゲを必死になつて獲っている、一日も早く開門して、海の状況を改善させる必要がある、と訴えた。



最後に馬奈木弁護団長から報告があった。

「(長崎県など開門反対派は)開門すると新たな漁業被害が出るなどデマ宣伝をするが、現に今も排水されている水は問題なくて、開門後に出る水は被害を生むというのは全くの矛盾である。」

「湛水被害についても、農水省はきちんと対策をとろうと動き出している。開門阻止派が反対だけ叫んでいても、農水省が勝手にやるだけ。背後地の住民のために、和解協議のテーブルできちんと注文をつけるべきであり、県知事が本場に県民のためを思っているならそうすべきことは明らかだ。」

「和解協議の課題についても、代替水源の問題、湛水対策の問題だけで特別困難な争点はない。我々の主張する段階的開門も、国の主張する制限開門も、当初やることは一緒だから争いはないはず。」と述べて、国や長崎県が和解協議のテーブルにつくことを拒絶する合理的な理由は何ら存在しないはずであることを明らかにした。

来年の12月に迫った開門判決の履行期に向けて、国は予算措置や準備工事の着手など、もはや待ったなしの時期に来ている。

農業者も、背後地の住民も、漁業者も、皆が安心できるような、本当の意味での「紛争解決」を図るためには、今こそ国と長崎県が、和解協議のテーブルにつく以外に考えられないのである。